平成２７年（フ）第３９２号
相模原市緑区元橋本町４番20号　カステルセゾン505
債務者　江田　安子
1　決定年月日時　平成27年11月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月15日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第４９号
山形県米沢市大字三沢26100番地の14　県立梓園
債務者　中里　義任
1　決定年月日時　平成27年11月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月18日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２７年（フ）第２５２号
千葉県佐倉市南臼井台１番１号　ひらふコーポ203
債務者　上野　利恵
1　決定年月日時　平成27年11月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月18日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第２５４号
千葉県富里市七栄654番地434
債務者　星野　英明
1　決定年月日時　平成27年11月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月18日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第２５８号
千葉県八街市東吉田122番地21
債務者　長谷川　武
1　決定年月日時　平成27年11月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月18日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第２６５号
千葉県成田市並木町221番地335、住民票上の住所千葉県成田市並木町167番地11（ラミエ並木106）
債務者　旭岡　敏信
1　決定年月日時　平成27年11月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月18日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第１８８号
岡山県小田郡矢掛町小林424番地３
債務者　杉本　智明
1　決定年月日時　平成27年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月18日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２７年（フ）第２４６号
高知市宮前町82番地　ヒルサイド小高坂203
債務者　田村　英美
1　決定年月日時　平成27年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月18日まで
高知地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第１４２号
茨城県土浦市神立中央１丁目16番27号　宮内住宅Ｄ棟
債務者　比嘉　春信
1　決定年月日時　平成27年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月19日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２７年（フ）第１０５２号
さいたま市岩槻区大字釣上新田165番地４
債務者　荻野　倶之
1　決定年月日時　平成27年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１０８１号
埼玉県川口市大字安行吉岡1373番地の２　クレストタウンⅠ―202
債務者　福原　和明
1　決定年月日時　平成27年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１１２７号
埼玉県川口市大字安行476番地　ＳＥＤＯＮＡ102号
債務者　千葉トシ子
1　決定年月日時　平成27年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１１７７号
埼玉県川口市戸塚東３丁目40番33―206号　メゾン・ド・陣屋、旧住所埼玉県狭山市入間川１丁目22番10号　アイビーハイツ302
債務者　金子　理恵
1　決定年月日時　平成27年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１２０６号
さいたま市岩槻区諏訪４丁目６番地　29号208
債務者　吉田　　勇
1　決定年月日時　平成27年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１２１５号
埼玉県桶川市大字下日出谷165番地　シリウス102号、破産申立時の住所埼玉県上尾市泉台２丁目３番地１　泉マンション301
債務者　八木千佐子
1　決定年月日時　平成27年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１２２７号
埼玉県志木市本町２丁目６番４号　シャルム志木　205号、旧住所埼玉県志木市本町６丁目18番26―305号　キャッスルイワムラ
債務者　山本　祥子
1　決定年月日時　平成27年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係